

# 令和6年2月富山県議会定例会議案

(そ の 2)

## 令和6年2月富山県議会定例会議案（その2）目次

議案第 69 号	令和5年度富山県一般会計補正予算（第9号）	1
議案第 70 号	令和5年度富山県港湾施設特別会計補正予算（第3号）	11
議案第 71 号	令和5年度富山県工業用地等管理特別会計補正予算（第2号）	15
議案第 72 号	富山県公立学校情報機器整備基金条例制定の件	19

議案第 69 号

## 令和 5 年度富山県一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度富山県の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,441,464 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 718,454,405 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		146,947,781	127,747	147,075,528
	1 地 方 交 付 税	146,947,781	127,747	147,075,528
9 国 庫 支 出 金		106,807,475	1,635,934	108,443,409
	1 国 庫 負 担 金	31,283,331	358,800	31,642,131
	2 国 庫 補 助 金	74,580,001	1,267,134	75,847,135
	3 委 託 金	944,143	10,000	954,143
12 繰 入 金		20,752,980	1,630,596	22,383,576
	2 基 金 繰 入 金	13,531,577	1,630,596	15,162,173
14 諸 収 入		122,424,488	51,087	122,475,575
	7 雑 入	8,247,714	51,087	8,298,801
15 県 債		68,759,253	1,996,100	70,755,353
	1 県 債	68,759,253	1,996,100	70,755,353
補正されなかった款項に係る額		247,320,964		247,320,964
歳 入 合 計		713,012,941	5,441,464	718,454,405
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計

2 総務費		30,122,148	253,655	30,375,803
	1 総務管理費	13,568,755	209,655	13,778,410
	2 企画費	6,042,235	44,000	6,086,235
3 民生費		56,698,090	15,969	56,714,059
	1 社会福祉費	40,119,662	13,350	40,133,012
	2 児童福祉費	16,024,321	2,619	16,026,940
4 衛生費		46,163,360	176,775	46,340,135
	1 公衆衛生費	32,110,963	136,615	32,247,578
	2 環境衛生費	1,858,518	3,388	1,861,906
	3 保健所費	1,638,593	18,114	1,656,707
	5 薬務費	1,201,060	4,213	1,205,273
	6 公害防止費	3,512,201	14,445	3,526,646
6 農林水産業費		46,419,284	573,628	46,992,912
	1 農業費	8,345,026	90,714	8,435,740
	2 畜産業費	848,328	1,914	850,242
	3 農地費	24,003,184	220,000	24,223,184
	4 林業費	10,336,768	218,000	10,554,768
	5 水産業費	2,885,978	43,000	2,928,978
7 商工費		128,085,596	21,500	128,107,096

	1 商 業 費	111,002,422	21,500	111,023,922
8 土 木 費		79,059,353	2,130,000	81,189,353
	2 道路橋りょう費	35,380,402	1,970,000	37,350,402
	3 河川海岸費	25,552,026	160,000	25,712,026
10 教 育 費		105,240,403	818,277	106,058,680
	1 教育総務費	10,443,847	692,003	11,135,850
	4 高等学校費	27,560,529	25,622	27,586,151
	5 特別支援学校費	10,319,066	20,378	10,339,444
	7 社会教育費	3,379,213	79,261	3,458,474
	8 保健体育費	2,059,889	1,013	2,060,902
11 災 害 復 旧 費		27,594,629	1,451,660	29,046,289
	1 農林水産業施設 災害復旧費	7,974,110	310,280	8,284,390
	2 公共土木施設 災害復旧費	19,620,519	1,141,380	20,761,899
補正されなかった款項に係る額		193,630,078		193,630,078
歳 出 合 計		713,012,941	5,441,464	718,454,405

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	ブランディング推進事業費	30,000
	2 企画費	広域交通対策費	44,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害者就労等支援事業費	5,000
	2 児童福祉費	富山県こどもみらい館管理運営費	886
		乳児院費	721
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症対策費	136,615
	2 環境衛生費	食肉検査所運営費	3,388
	3 保健所費	厚生センター事業費	18,114
	5 薬務費	薬事総合研究開発センター費	4,213
	6 公害防止費	快適な生活環境づくり推進費	14,445
6 農林水産業費	1 農業費	「富富富」生産振興対策事業費	12,000
		稼げる！とやまの園芸産地支援事業費	20,000
	2 畜産業費	畜産研究所運営費	1,111
	3 農地費	県単独農業農村整備事業費	220,000
	5 水産業費	水産業振興啓発・活動事業費	3,000
		栽培漁業振興推進事業費	40,000

一般会計

7 商 工 費	1 商 業 費	経済交流推進事業費	21,500
8 土 木 費	3 河 川 海 岸 費	海岸環境保全事業費	50,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	生徒指導推進費	10,000
		県立学校教育指導研究推進費	63,000
	4 高 等 学 校 費	学校修繕費（定時制）	3,500
	5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校運営費	1,300
	7 社 会 教 育 費	立山博物館管理運営費	27,584
		水墨美術館管理運営費	3,733
		富山県美術館管理運営費	385
	8 保 健 体 育 費	スポーツ施設リフレッシュ事業費	1,013
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	県営農地災害復旧費	120,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	直轄災害復旧事業費負担金	553,080
合 計			1,408,588



## 2 変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後		
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理費	34,327	庁舎維持管理費	243,982	
3 民生費	2 児童福祉費	児童相談所運営費	118,490	児童相談所運営費	119,502	
6 農林水産業費	1 農業費	水田農業生産振興対策事業費	72,000	水田農業生産振興対策事業費	122,000	
		4 林業費	県単独森林整備事業費	14,500	県単独森林整備事業費	28,500
			県単独治山事業費	19,500	県単独治山事業費	223,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	県単独雪寒対策施設維持修繕費	138,000	県単独雪寒対策施設維持修繕費	140,000	
		県単独道路維持修繕費	518,400	県単独道路維持修繕費	836,400	
	3 河川海岸費	県単独河川維持修繕費	753,600	県単独河川維持修繕費	863,600	
10 教育費	4 高等学校費	学校修繕費（全日制）	294,141	学校修繕費（全日制）	316,263	
	5 特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	16,759	学校修繕費（特別支援）	35,837	
	7 社会教育費	県立文化ホール管理運営費	3,985	県立文化ホール管理運営費	51,544	
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	災害農地復旧事業費	280,000	災害農地復旧事業費	330,000	
		2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧費	3,648,700	道路災害復旧費	3,688,700
			橋りょう災害復旧費	202,300	橋りょう災害復旧費	402,300
			港湾災害復旧費	2,419,100	港湾災害復旧費	2,437,400
			公園災害復旧費	12,500	公園災害復旧費	342,500

一般会計

補正されなかった 事業に係る額		56,126, 023		56,126, 023
合 計		64,672, 325		66,308, 051

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備費	4,284,200	58,000	4,342,200	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	792,000		792,000			
並行在来線費	160,000		160,000			
災害援護資金	18,600		18,600			
公事共等補助費	21,906,000	22,000	21,928,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
直轄事業費負担金	13,481,000		13,481,000			
公園整備事業費	497,200		497,200			
公営住宅建設費	69,000		69,000			
地方道整備費	4,386,000	146,000	4,532,000			
自然災害防止費	2,709,900	419,000	3,128,900			
警察施設整備費	563,000		563,000			
高等学校整備費	3,051,000	4,000	3,055,000			
臨時高等学校費	311,000		311,000			
特別支援学校費	316,000		316,000			
地域活性化費	1,018,000	12,000	1,030,000			

施設整備補助費	327,000	16,000	343,000			
補助直轄災害復旧事業費	9,873,200	909,200	10,782,400			
単独災害復旧費	979,600	409,900	1,389,500			
行政改革推進費	1,000,000		1,000,000			
臨時財政対策債	3,006,553		3,006,553			
計	68,759,253	1,996,100	70,755,353			

議案第 70 号

## 令和 5 年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 5 年度富山県の港湾施設特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,460,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,769,108 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 県 債		2,385,000	1,460,000	3,845,000
	1 県 債	2,385,000	1,460,000	3,845,000
補正されなかった款項に係る額		924,108		924,108
歳 入 合 計		3,309,108	1,460,000	4,769,108
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		3,309,108	1,460,000	4,769,108
	1 港 湾 費	3,309,108	1,460,000	4,769,108
歳 出 合 計		3,309,108	1,460,000	4,769,108

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 土木費	1 港湾費	荷役機械災害復旧事業費	210,000	荷役機械災害復旧事業費	243,000
		ふ頭用地災害復旧事業費	516,000	ふ頭用地災害復旧事業費	1,458,000
		上屋災害復旧事業費	3,000	上屋災害復旧事業費	9,000
		マリーナ・PBS災害復旧事業費	268,000	マリーナ・PBS災害復旧事業費	747,000
合	計		997,000		2,457,000

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	144,000		144,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設 事業費	940,000		940,000			
地方公営企業 災害復旧事業費	997,000	1,460,000	2,457,000			
借換債	304,000		304,000			
計	2,385,000	1,460,000	3,845,000			



議案第 71 号

## 令和 5 年度富山県工業用地等管理特別会計 補正予算（第 2 号）

令和 5 年度富山県の工業用地等管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 159,318 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 856,958 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		614,405	18	614,423
	1 繰 越 金	614,405	18	614,423
5 県 債			159,300	159,300
	1 県 債		159,300	159,300
補正されなかった款項に係る額		83,235		83,235
歳 入 合 計		697,640	159,318	856,958
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 臨海工業用地 造成事業費		640,937	159,318	800,255
	1 臨海工業用地 造成事業費	640,937	159,318	800,255
補正されなかった款項に係る額		56,703		56,703
歳 出 合 計		697,640	159,318	856,958

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 臨海工業 用地造成 事業費	1 臨海工業 用地造成 事業費	臨海工業用地造成 事業管理費	50,000	臨海工業用地造成 事業管理費	209,318
合	計		50,000		209,318

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨海工業用地造成 事業管理費	159,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 72 号

富山県公立学校情報機器整備基金条例制定の件

富山県公立学校情報機器整備基金条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第 1 条 富山県の公立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）における情報機器の整備を実施し、又は支援するため、富山県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。

(基金の処分の特例)

- 3 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫へ返納する場合は、これを処分することができる。